

神奈川県県税条例施行規則の一部改正の概要

令和4年3月
税制企画課

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正により、法人の県民税及び事業税に関する規定などについて、所要の改正を行う必要がある。

また、納税証明書の交付手数料の徴収方法を変更することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 第1条関係

地方税法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行った。（別表第4及び第62号様式の2関係）

(2) 第2条関係

ア 法人税における連結納税制度の見直しに伴う改正

法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度へ移行することに伴い、法人の県民税及び事業税に関する規定について、所要の改正を行った。（第19条、別表第4、第61号様式の2から第61号様式の7まで、第62号様式の2、第62号様式の4、第66号様式の6及び第66号様式の8関係）

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置の延長に伴う改正

令和4年度税制改正により、新築住宅の敷地である土地に係る不動産取得税の減額措置の要件のうち、土地取得後の住宅新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置が令和6年3月31日まで延長されることに伴い、所要の改正を行った。（第74号様式の2及び第76号様式関係）

ウ 納税証明書交付手数料の徴収方法の変更に伴う改正

納税証明書交付手数料の徴収方法を収入証紙から現金に変更することに伴い、納税証明書交付請求書の様式から証紙貼り付け箇所を削除した。（第47号様式及び第47号様式の2関係）

エ 地方法人特別税の廃止に伴う改正

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第9条の規定により地方法人特別税が廃止され、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第70号）により、同規則の規定から地方法人特別税に関する記載が削除されたことを踏まえ、所要の改正を行った。（別表第4、第61号様式の2、第66号様式から第66号様式の5まで、第66号様式の9及び第66号様式の10関係）

オ その他所要の改正

神奈川県県税条例の一部改正に伴う引用条項の整備など、所要の改正を行った。（第2条第8号、附則第9項、附則第10項、附則第12項、附則第13項、附則第15項、附則第28項、附則第29項、別表第2及び別表第4関係）

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(1)並びに2(2)エ及びオ（別表第4関係に限る。）は公布の日。